

～消費者注意情報～

一度だけの質問サイト利用のつもりが、いつのまにか会員登録に！
～ 定期的に料金を支払うサブスクリプション契約では？内容をよく確認しましょう ～

(令和4年9月12日)

相談事例

3か月前、「初回はトライアル500円」と書かれたインターネットの質問サイトを利用するため、1回だけのつもりでクレジットカード番号を入力した。その後一度も利用していないのに、先月、クレジットカードから4500円が引き落とされていた。会員登録されているのなら解約したい。どうしたらよいか。

(70歳代)

ココに注意！・・・東京都消費生活総合センターからのアドバイス

★ インターネットの質問サイトでの解約トラブルが多発しています。

- インターネットの質問サイトは、会員登録して定期的に会費を支払うことにより利用できる「サブスクリプションサービス」の契約になっている場合があります。
- 初回のみのお試し価格を設定している場合、すぐに解約手続きを行わないと定期的に料金がかかるということがわかりにくいサイトもあります。
- 解約方法が分かりにくかったり、解約したつもりができていなかったりする場合があります。ため、注意が必要です。



★ 通信販売にはクーリング・オフ制度がありません。申し込み前に、必ず確認しましょう。

- 申し込み前の最終画面で、契約内容や契約条件を必ず確認しましょう。
- 解約の方法、条件、解約時の連絡手段の確認も必要です。
- 契約した画面や登録した情報は、確認できるようにスクリーンショットなどで保存しましょう。

★ 不安や疑問を感じた場合は、最寄りの消費生活センターに相談しましょう。

2022年6月から、通信販売で内容を誤認させるような表示や、価格や回数などの重要事項を表示していない場合には、消費者が取消しを主張することができるようになりました。

困ったときは、消費生活センターにご相談ください。

東京都消費生活総合センター 03-3235-1155(相談専用電話)
お近くの消費生活センター 局番なし188 (消費者ホットライン)

<悪質事業者通報サイトへ情報をお寄せください>

<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/tsuho/honnin-form.html>

寄せられた情報は、悪質事業者の指導や処分に役立つほか、都民の皆様への情報提供、啓発につながります。